



人権ミナモ

# 家庭ではぐくむ 生き合う力



みなさんは、「人権」について考えたことがありますか。なんとなく、自分には関係ないことだと思っていないか。実は、みなさんの身の回りでは、たくさんの人権問題が起っています。この資料では、そうした身の回りの人権問題をはじめ、小学校・中学校の教科書で取り上げられている人権に関する記述をご紹介します。

## ありませんか？あなたのまわりでこんなこと

### 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見・差別

男性は女性を（女性は男性を）好きになるのが当然と思いませんか？



### 感染症に関連する偏見や差別

新型コロナウイルス・エイズ・肝炎等の感染症に感染された方やご家族等に差別的な扱いをしていませんか？



### インターネットによる人権侵害

SNSやネット掲示板に他人の悪口を書き込んでいませんか？



### 部落差別(同和問題)

正しく理解していますか？



### 子どもの人権

虐待や体罰などをそのままにしていませんか？



### 外国人の人権

外国人だからといって偏見を持っていませんか？



### 障がいのある人の人権

点字ブロックの上に自転車を止めていませんか？



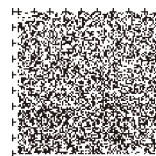
### 女性の人権

家事は女性がするものと思いませんか？



### その他の人権問題

高齢者、働く人、ホームレス、犯罪被害者とその家族、アイヌの人々の人権など



# 教科書では次のように取り上げられています!

## 憲法の三つの原則

日本国憲法には国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つの原則（基本的な考え方）があります。基本的人権の尊重とは、国民だれもが持っている自分らしく生きる権利を尊重することです。

出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会6 政治・国際編」10頁

## 国民の権利

- 思想や学問の自由
- 働く人が団結する権利
- 個人の尊重、法の下の平等
- 教育を受ける権利
- 政治に参加する権利（参政権）
- 言論や集会の自由
- 裁判を受ける権利
- 仕事について働く権利
- 居住や移転、職業を選ぶ自由
- 健康で文化的な生活を営む権利（生存権）



## 国民の義務

- 子どもに教育を受けさせる義務
- 仕事について働く義務
- 税金を納める義務



日本国憲法は、基本的人権の尊重の原則にもとづき、上の図のように、さまざまな国民の権利を保障しています。また、日本国憲法には、国民が果たさなければならない義務も定められています。

わたしたちは、日本国憲法の定める権利を正しく行使するとともに、おたがいの権利を尊重する態度を身につけるように努力しなければなりません。そして、国民としての義務を果たしていく必要があります。これらは、わたしたちが協力しながら望ましい社会を作り上げていく上で、欠かせないことです。

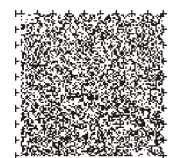
出典：東京書籍株式会社「新編 新しい社会6 政治・国際編」17頁

## だれもが持っている人権

国は、社会で差別や不利益を受ける人々がいなくなるように、人権の保障を推進しなければなりません。国自体が人権を侵害してはいけないのは当然ですが、国はさらに、全ての国民がかけがえのない個人として尊重される社会の仕組みをつくる役割も担っています。

憲法による人権の保障は、特に、外国人や障がいのある人など、社会の中で弱い立場に置かれる可能性のある人々にとって、より大切です。弱い立場の人々が、差別や不利益の解決を国や社会に対して求める場合に、憲法の規定が主張の支えになるからです。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」48、49頁



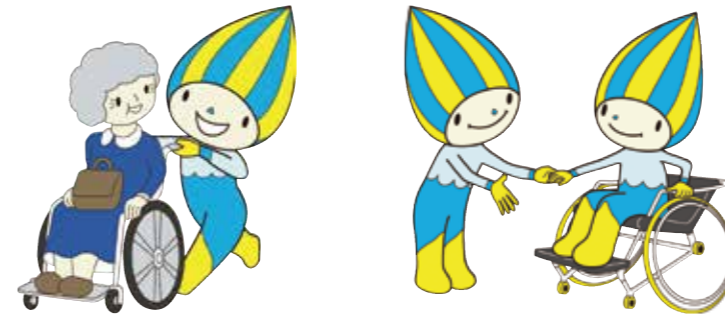
## 障がいのある人への理解

障がいがあっても教育や就職の面で不自由なく生活できるといったインクルージョン(※)の実現が求められています。例えば、公共の交通機関や建物では、障がいのある人々も利用しやすいように、段差をなくすといったバリアフリー化が進められています。

障がいのある人の自立と社会参画の支援を目的として障害者基本法が制定され、さらには2013年には、差別を禁止する障害者差別解消法も制定されました。障がいや精神的な病気のある人々への差別もなくさなければなりません。

(※)：インクルージョンとは、さまざまなちがいを認め、関わる全ての人が参加して支え合うことを指します。

出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」53頁



## インターネットと人権

近年では、インターネットの発達によって、だれもが簡単に情報を発信できるようになりました。また、国や地方に集まる情報を手に入れることも簡単になり、知る権利の保障に役立っています。

一方で、インターネット上にプライバシーの権利などを侵害する違法な情報が流出する例も増えています。インターネットでは自分の名前を明かさずに情報を発信できるため、他人の名誉を傷つけたり、人種や民族で差別したりする無責任な表現も見られます。また、情報を簡単に複製できる反面、元の情報の提供者が持つ著作権などの権利が十分に保護されないといった問題も生まれています。インターネットにおいてこうした権利を守るための仕組みを整えることが求められています。



出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」53頁

## 発展途上国の社会的弱者

人権の保障が特に重要なのは、社会の中で弱い立場に置かれている人々です。世界的に見ても、例えば発展途上国には貧困が理由で学校に通えない子どもたちが多くおり、大人になっても貧困から抜け出すことが

難しい状況に置かれています。また、世界各地には、性別による偏見から学校に通うことが許されない女性が多くいます。性別を問わず、全ての子どもたちが教育を受けられる環境を整え、教育を受ける権利を保障することが求められています。



出典：東京書籍株式会社「新しい社会 公民」66頁



# 部落差別（同和問題）について

江戸時代には、武士や農民、町人などの身分が固定化し、身分によって職業や住む場所が決められ、身分は親から子へと代々引き継がれていきました。農民や町人とは別に、身分上厳しく差別されてきた人々は、仕事や住む場所、身なりを農民や町人とは区別されるなど、厳しい差別のもとにおかれ、幕府や藩も差別を強めました。

明治時代に、政府はいわゆる解放令によって、差別されていた身分を廃止しましたが、その後も就職や結婚などの差別は続きました。これに対して、差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こりました。

被差別部落の出身者に対する差別（同和問題）は、対象地域の人々の生活を改善する同和对策事業や差別をなくす啓発活動が進められてきましたが、今もなお解消されておらず、部落差別の解消の推進に関する法律が制定されました。

## 【部落差別（同和問題）関係年表】

1871（明治4）年10月	「賤称廃止令（いわゆる解放令）」布告 えた身分、ひにん身分が廃止される
1922（大正11）年3月	全国水平社結成 「解放令」布告後も就職や教育、結婚などで残る差別を打ち破ろうとする部落解放運動が起こり、全国水平社が結成される
1965（昭和40）年8月	同和对策審議会から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての答申提出 部落差別の撤廃は国の責務であり、国民の課題であることが宣言される
2016（平成28）年12月	「部落差別の解消の推進に関する法律」施行

## 調べてみよう！

・法務省ホームページ「部落差別（同和問題）を解消しましょう」

法務省 部落差別

検索

## 一人で悩んでいませんか？ 誰かに相談してみませんか？

岐阜県では、下記の相談窓口を設置しています。黙って我慢せず、ぜひご相談ください。

**子供SOS24（夜間・休日・祝日を含めた24時間体制）：0120-0-78310**

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を24時間受け付けます。

☆携帯電話からでもつながります（フリーダイヤルですので無料です）。

**教育相談ほほえみダイヤル：0120-745-070**

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 9:30～16:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆フリーダイヤルですので無料です。☆携帯電話からは、つながりません。

**岐阜県教育委員会 学校安全課 教育相談係：058-271-3328**

☆いじめ、不登校、学習、進路、友だち、親子関係、人権に関すること等の相談を受け付けています。

<相談対象>小学生から高校生までの児童生徒とその保護者等です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆通話料がかかります。

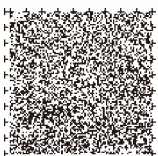
**こどもの人権110番：0120-007-110**

☆「いじめ」や体罰、不登校や親による虐待といった、子どもをめぐる人権問題の解決に導くための相談を受け付ける専用相談電話です。

<相談対象>子どもだけでなく、大人もご利用可能です。

<相談時間>月曜日～金曜日 8:30～17:15（祝日、年末年始は除きます。）

☆フリーダイヤルですので無料です。



このリーフレットに対するご意見をお寄せください！(右のQRコードからご回答下さい。)



アンケート